

平成 19 年 12 月 18 日

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会
合同会合 事務局御中

中央環境審議会地球環境部会臨時委員
須藤 隆一

中環審・産構審合同会合最終報告（案）に対する意見について

最終報告（案）のとりまとめに向けて、以下のとおり意見を提出させていただきますのでよろしくお取り計い下さい。

【国内排出量取引制度の導入等の今後速やかに検討すべき課題について】

一部の委員から、国内排出量取引などの「今後、速やかに検討すべき課題」については、第 1 約束期間のものではなく、ポスト京都に向けたものであることを明記すべきという意見があったが、そのような記述を行うべきではない。

<理由>

自主行動計画の達成状況等の各種対策は毎年度フォローアップを行うことを踏まえると、フォローアップ時点でなお 6 %削減達成が困難であれば、対策・施策の追加・強化を行うことは期間内であっても当然のことであり、現時点の合同会合で将来の手足を縛るような記述を行うことは避けるべきである。

【京都議定書目標達成計画の進捗管理について】

進捗管理の際には、第 1 約束期間の 5 年間全体での温室効果ガス排出量の見通しを示すべきである。このため、年度末の改訂目達計画には「5 年間全体で目標が達成可能かどうかの見通し」と「個々の対策を厳格に点検し、達成状況を定量的に確認」という 2 つの視点から具体的な進捗管理方法を明記すべきである。

<理由>

進捗管理において個々の対策を厳格に点検して、その達成状況を把握するミクロの視点からのフォローアップは、もちろん必要不可欠でありしっかりやるべきであるが、第 1 約束期間の 5 年間全体で目標が達成できそうか否かのマクロの見通しを示すことも重要であり、双方が相まって進捗管理をしていく必要がある。

【深夜営業およびイルミネーションの自粛について】

深夜営業およびイルミネーションは最近急速に広まっている傾向にあり、次年度からこれらを国民に自粛を広く求めるべきである。

<理由>

深夜営業は防犯防災への貢献があることは認められるが逆に地方ではその周囲が青少年のたまり場になっており、防犯上問題になっているところも多い。イルミネーションは繁華街のみならず、駅前広場や個別のビルや住宅にまで広まっており、省エネ活動と逆行する傾向にある。イルミネーション等の増大化は本年度限りとして歯止めをかけるべきである。(参考：仙台市の光のページェント、豆電球 60 万個、20 日間、消費電力 35,526kwh、2006 年)

【市町村の CO₂ 排出量削減実行計画】

市町村では CO₂ 排出量削減の実行計画を作成していないところが多数みられるので、可及的速やかに作成するよう指示すべきである。

<理由>

財政基盤の脆弱な市町村では温暖化対策の予算を捻出することは無理であることはよく分かるが、国から緊急に助成を行い、全市町村くまなく実行計画を策定させ、これを公表し、国全体はもちろん全住民の意識高揚に役立たせる必要がある。本計画は先に示した深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しにも通じるものがある。